

# 家庭の省エネ促進による物価高騰対策支援事業

## (第3弾あきた省エネ家電購入応援キャンペーン)

### 参加店舗募集要領

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗（以下「参加店舗」という。）の募集に当たり、必要な事項を定める。

#### 1. 事業概要

事業主体	秋田県（温暖化対策課）
事業運営主体	あきた省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 （以下「キャンペーン事務局」という。）
事業目的	電気料金を含む物価の高騰を踏まえ、省エネ家電製品の購入支援を通じ、家庭におけるエネルギー消費及び二酸化炭素排出量の削減を図る。
キャンペーン名称	第3弾あきた省エネ家電購入応援キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）
事業内容	実施期間中、参加店舗において対象製品（新品に限る。）を購入・設置し、助成を申請した者に対し、本体購入金額（税抜、取付費・撤去費・配送費のほか、店舗独自のポイントによる割引額等を除く。）に応じた商品券等を助成する。ただし、助成対象者が属する世帯につき1回限りの申請とする。なお、複数回の購入や複数店舗での購入の場合も一度にまとめて申請する必要がある。
対象者	参加店舗から対象製品を購入して、「自らが居住する県内の住宅（併用住宅の場合は、店舗や事業所部分への設置は除く。）」（以下「県内の自宅」という。）に対象期間内に設置が完了した個人とし、事業者は対象外とする。
事業期間 ※商品券等の助成状況等により、期間を変更する場合がある。	・参加店舗の募集期限 令和7年10月31日まで ※登録前および下記購入・設置期間外に販売及び設置したものは対象外 ・購入及び設置の対象期間 令和7年5月1日から令和7年12月26日まで ・商品券等助成申請の受付期間 購入及び設置の対象期間と同じ
商品券等助成の対象となる製品	統一省エネラベルの省エネ性能が2つ星以上のエアコン及び冷蔵庫 ただし、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているものに限る。 （省エネ型製品情報サイト <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> ）

商品券等助成総額	375,000 千円 ※キャッシュレス決済サービスのポイントによる助成は 66,000 千円 までとし、超過した場合は商品券の交付となる。 ※予算額に達し次第終了																																								
商品券等の額	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">(1)対象製品に対する助成(千円未満切捨)</td> </tr> <tr> <td>対象製品</td> <td>対象基準</td> <td>補助率</td> <td>上限額 (円)</td> <td>複数台購入 の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エアコン</td> <td>星 2 以上 3 未満</td> <td>15%</td> <td>15,000</td> <td rowspan="4">100,000</td> </tr> <tr> <td>星 3 以上</td> <td>20%</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷蔵庫</td> <td>星 2 以上 3.5 未満</td> <td>15%</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>星 3.5 以上</td> <td>20%</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2)地域協力店利用に対する助成 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">地域協力店で対象製品を購入した世帯(※)</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※購入台数ごとの助成ではなく、世帯に対する助成になる。</td> </tr> </table>	(1)対象製品に対する助成(千円未満切捨)					対象製品	対象基準	補助率	上限額 (円)	複数台購入 の場合	エアコン	星 2 以上 3 未満	15%	15,000	100,000	星 3 以上	20%	20,000	冷蔵庫	星 2 以上 3.5 未満	15%	15,000	星 3.5 以上	20%	20,000	(2)地域協力店利用に対する助成 (円)					地域協力店で対象製品を購入した世帯(※)				5,000	※購入台数ごとの助成ではなく、世帯に対する助成になる。				
(1)対象製品に対する助成(千円未満切捨)																																									
対象製品	対象基準	補助率	上限額 (円)	複数台購入 の場合																																					
エアコン	星 2 以上 3 未満	15%	15,000	100,000																																					
	星 3 以上	20%	20,000																																						
冷蔵庫	星 2 以上 3.5 未満	15%	15,000																																						
	星 3.5 以上	20%	20,000																																						
(2)地域協力店利用に対する助成 (円)																																									
地域協力店で対象製品を購入した世帯(※)				5,000																																					
※購入台数ごとの助成ではなく、世帯に対する助成になる。																																									
助成する商品券等の種類	(1) 商品券 (JTB ナイスギフト) (2) キャッシュレス決済サービスのポイント (gifteeBox)																																								

## 2. 参加店舗及び地域協力店となる要件について

キャンペーン参加店舗及び地域協力店となるための登録申請を行うに当たっては、次の要件を満たす必要がある。

### 【参加店舗】

- (ア) 秋田県内に所在する実店舗（営業所等含む）であること。EC 店舗等は対象外とする。
- (イ) 対象製品に統一省エネラベルを表示し、省エネ性能等について適切に案内すること。
- (ウ) キャンペーンの実施に必要な手続き（広報宣伝、購入者への説明、助成の申請補助、助言等）を行うこと。
- (エ) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合は、速やかにキャンペーン事務局に報告すること。
- (オ) キャンペーン実施に関する法令等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。

### 【地域協力店】

- (ア) 上記参加店舗の（ア）から（オ）の要件を満たすこと。
- (イ) 秋田県内に実店舗である本店を有すること。
- (ウ) 利用者が行う助成申請の支援を行うこと。

### 3. キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、次の事項を行うこと。

#### 【申請チケットの配付等に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中に自店における購入者に対して、次の事項を実施すること。
  - ・身分証の提示等により、購入者が県内居住者であることを確認する。
  - ・配送・設置場所と身分証等の住所が一致していることを確認し、居住する自宅への設置であることを確認する。
  - ・購入者に対し申請チケットの配付ならびに対象製品設置に係る誓約書を記載・配付すること（1決済につき1枚）。
  - ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、申請チケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) 商品券等の助成申請は購入者本人が行うが、購入者が申請に関するサポートを求めた場合は、適切に対応すること。
- (3) 申請チケットを配付した製品の返品があった場合や配送・設置場所が助成対象外だった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、申請チケットの番号を報告した上で、申請チケット及び対象となる購入レシートの画像を提出すること。

#### 【その他、キャンペーン参加店舗として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用チラシ、ポスターを来店者から見やすい場所に掲示するなど事業の周知に協力すること。
- (2) 環境配慮行動促進アプリ「あきエコどんどんプロジェクト」のWチャンスキャンペーンの周知に協力すること。
- (3) 本キャンペーンの実施に係る苦情等が生じた場合は、できる限りその解決に努めること。必要に応じてキャンペーン事務局に対応を確認すること。

### 4. キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

#### (1) 参加店舗登録申請の方法

参加店舗募集期間中に、メールやFAX、郵送等により事務局あてに申請すること。

#### (2) 参加登録店舗申請期限

令和7年10月31日まで

#### (3) 申請・登録

登録申請のあった事業者について、キャンペーン事務局の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録する。

#### (4) 申請に当たっての注意事項

- ・この募集要領を十分に確認し、事業内容を理解の上、登録申請を行うこと（やむを得ないと認められる場合を除き、登録後の辞退は受け付けない。）
- ・県内に複数の店舗をもつ場合は、店舗ごとに登録申請を行うこと。
- ・参加店舗登録の完了後、事務局において店舗名をキャンペーン特設サイトへ掲載する。

## 5. 参加店舗登録後の手続き

参加店舗登録後、キャンペーン事務局よりキャンペーンの趣旨・内容及び参加店舗において行うべき事項を記載したマニュアルを送付する。内容を十分に確認の上、事業を実施すること。なお、不明な点等があった場合は、キャンペーン事務局へ問い合わせること。

また、キャンペーン特設サイトに掲載する利用者向けのFAQ（よくある質問）を適宜、参考とすること。

## 6. 参加店舗の登録取消

次のいずれかに該当することが判明した場合は、当該店舗の登録を取消するものとする。

- (ア)法令、条例等に違反している場合
- (イ)登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合
- (ウ)その他、参加店舗として不相当と認められる場合

## 7. 問い合わせ先

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、キャンペーン事務局において対応する。

### 〈あきた省エネ家電購入応援キャンペーン事務局〉

〒010-0921 秋田市大町三丁目4-1 NLP 秋田ビル5階

TEL 018-838-0580

FAX 018-838-0581

E-mail [info@akita-shoene.jp](mailto:info@akita-shoene.jp)

#### ・対応期間及び時間

令和8年2月27日まで

平日／午前10時から午後7時まで（電話のみ土日祝対応）